

英国知的財産庁、特許関連手数料の改定を公表

2010年1月14日

JETRO ティュッセルトルフセンター

英国知的財産庁（UKIPO）は、1月12日、特許関連手数料の改定を公表した。2009年7月～10月に行われた意見募集の結果を反映したものであり、関連する特許規則等は2010年4月6日から施行される。主な改定内容は、以下のとおり。なお、意見募集の際に提案されていた15を超える請求項数の場合の追加手数料については導入が見送られた。また、出願手数料についての変更はない（紙出願30ポンド、電子出願20ポンド）。

- (1) 調査手数料と審査手数料の値上げ、および、電子出願の場合の調査手数料及び審査手数料の減額幅を10ポンドから20ポンドへ増加
 - ・ 調査手数料（紙出願）：100ポンド→150ポンド
調査手数料（電子出願）：90ポンド→130ポンド
 - ・ 審査手数料（紙出願）：70ポンド→100ポンド
審査手数料（電子出願）：60ポンド→80ポンド
- (2) 国際出願の調査手数料の値上げ：80ポンド→120ポンド
- (3) 5年目以降の更新手数料の値上げ

5年目	50ポンド→70ポンド
6年目	70ポンド→90ポンド
7年目	90ポンド→110ポンド
8年目	110ポンド→130ポンド
9年目	130ポンド→150ポンド
10年目	150ポンド→170ポンド
11年目	170ポンド→190ポンド
12年目	190ポンド→210ポンド
13年目	210ポンド→250ポンド
14年目	230ポンド→290ポンド
15年目	250ポンド→350ポンド
16年目	270ポンド→410ポンド
17年目	300ポンド→460ポンド
18年目	330ポンド→510ポンド
19年目	360ポンド→560ポンド
20年目	400ポンド→600ポンド
- (4) 異議申立手数料（50ポンド）は維持しつつ、争いがあり審理継続が必要な場合は追加手数料（350ポンド）を支払う制度の導入

- (5) PCT 受理官庁関連手数料の値上げ
- ・ WIPO 事務局等への転送手数料：55 ポンド→75 ポンド
 - ・ 優先権回復請求手数料（150 ポンド）の導入
- (6) 特許・意匠・商標に関する登録事項変更手数料（50 ポンド）の導入（現在は、商標権者の登録変更のみ 50 ポンドの手数料がかかっている）

— UKIPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2010/press-release-20100112.htm>

— 意見に対する回答は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/response-fees.pdf>

— 手数料改定の詳細は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/p-law/p-law-guidance/p-law-newfees.htm>

— 手数料改定の要約表は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/p-law-newfees.pdf>

— 本件に関する意見募集については、欧州知的財産ニュース 2009 年 7～8 月号 (Vol.33) 第 4～5 頁参照 —

http://www.jetro.de/j/patent/2009Jul_Aug/News.pdf

(以上)